

通所介護契約書

様（以下、「利用者」といいます）と社会福祉法人もくせい会(以下、「事業者」といいます)は、高齢者在宅サービスセンター武蔵野において事業者が利用者に対して行う通所介護について、次のとおり契約します。

第1条【契約の目的】

事業者は、利用者に対し、介護保険法令の趣旨にしたがって、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じた日常生活を営むことができるよう通所介護サービスを提供し、利用者は、事業者に対し、そのサービスに対する料金を支払います。

第2条【契約期間】

1. この契約の契約期間令和____年____月____日から利用者の要介護認定の有効期間満了日までとします。
2. 契約満了の2日前までに、利用者から事業者に対して、文書により契約終了の申し出がない場合、契約は自動更新されるものとします。

第3条【通所介護計画】

事業者は、利用者の日常生活全般の状況および希望を踏まえて、「居宅サービス計画」に沿って「通所介護計画」を作成します。事業者はこの「通所介護計画」の内容を利用者およびその家族に説明し同意を得て計画書を交付致します。

第4条【通所介護の提供場所・内容】

1. 通所介護の提供場所はヨコタホーム5階です。所在地および設備の概要は『重要事項説明書』のとおりです。
2. 事業者は、第3条に定めた通所介護計画書に沿って通所介護を提供します。事業者は通所介護の提供にあたり、その内容について利用者に説明します。
3. 利用者は、サービス内容の変更を希望する場合には、事業者に申し入れることができます。その場合、事業者は、可能な限り利用者の希望に添えるようにします。

第5条【サービスの提供の記録】

1. 事業者は、通所介護の実施ごとに、サービスの内容等をこの契約書と同時に交付する書式の記録票に記入し、サービスの終了時に利用者の確認を受けることとします。利用者の確

認を受けた後、その控えを利用者に交付します。

2. 事業者は、サービス提供記録を作成することとし、この契約の終了後2年間保管します。
3. 利用者は、事業者の営業時間内にその事業所にて、当該利用者に関する第2項のサービス実施記録を閲覧できます。
4. 利用者は、当該利用者に関する第2項のサービス記録の複写物の交付を受けることができます。

第6条【料金】

1. 利用者は、サービスの対価として『通所介護重要事項説明書』に定める利用単位毎の料金をもとに計算された月ごとの合計額を支払います。
2. 事業者は、当月の料金の合計額を請求書に明細を付して、翌月15日に利用者へ送付します。
3. 利用者は、当月の料金の合計額を翌月28日までに（口座振替・現金持参・銀行振り込みの方法で）支払います。
4. 事業者は、利用者からの料金の支払いを受けた時は、利用者に対して領収書を発行します。

第7条【サービスの中止】

1. 利用者は、事業者に対して、サービス提供日の午前8時30分までに通知することにより、料金を負担することなくサービス利用を中止することができます。
2. 利用者がサービス提供日の午前8時30分までに通知することなくサービスの中止を申し出た場合は、事業者は、利用者に対して『重要事項説明書』に定めるキャンセル料を請求することができます。
3. 事業者は、利用者の体調不良の理由により、通所介護の実施が困難と判断した場合、サービスを中止することができます。この場合の取り扱いについては、『重要事項説明書』に記載したとおりです。
この場合の料金は、第6条の支払いと合わせて請求します。

第8条【料金の変更】

1. 事業者は、利用者に対して、1ヶ月前までに文書で通知することにより利用料金および食費等の変更（増額または減額）を申し入れることができます。
2. 利用者は、料金の変更を承諾しない場合、事業者に対して、文書で通知することにより、この契約を解約することができます。

第9条【契約の終了】

1. 利用者は事業者に対して、一週間の予告期間をおいて文書で通知することにより、この契

約を解約することができます。ただし利用者の病気、急な入院などやむを得ない事情がある場合は、予告期間が一週間以内の通知でも契約を解約することができます。

2. 事業者がやむを得ない事情がある場合、利用者に対して、一ヶ月間の予告期間を置いて理由を示した文書で通知することにより、この契約を解約することができます。
3. 次の事由に該当した場合は、利用者は文書で通知することにより、ただちにこの契約を解約することができます。
 - ① 事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合
 - ② 事業者が守秘義務に反した場合
 - ③ 事業者が利用者やその家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合
 - ④ 事業者が破産した場合
4. 次の事由に該当した場合は、事業者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解除することができます。
 - ① 利用者のサービス利用料金の支払いが2ヶ月以上遅延し、料金を支払うように催告したにもかかわらず30日以内に支払われない場合
 - ② 利用者が正当な理由なくサービスの中止をしばしば繰り返した場合、または利用者の入院もしくは病気等により、2ヶ月以上にわたってサービスが利用できない状態であることが明らかになった場合
 - ③ 利用者またはその家族が事業者やサービス従事者または他の利用者に対してこの契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合
5. 次の事由に該当した場合は、この契約書は自動的に終了します。
 - ① 利用者が介護保険施設に入所した場合
 - ② 利用者の要介護認定区分が、被該当（自立）と認定された場合
 - ③ 利用者が死亡した場合

第10条【秘密保持】

1. 事業者および事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者およびその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
2. 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。
3. 事業者は、利用者の家族から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、当該家族の個人情報を用いません。

第11条【賠償責任】

事業者は、サービスの提供にともなって、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に影響を及ぼした場合は、利用者に対しての損害を賠償します。

第12条【緊急時の対応】

事業者は、現に通所介護の提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、家族または緊急連絡先へ連絡するとともに、速やかに主治の医師または歯科医師に連絡を取るなどの措置を講じます。

第13条【事故発生時の対応】

事業者は、現に通所介護の提供を行っているときに事故が発生した場合、市町村、家族等、介護支援専門員に連絡を行なうとともに、通院等必要な措置を講じます。

第14条【連携】

1. 事業者は、通所介護の提供に当たり、介護支援専門員が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、そのおかれている環境、他の保健・医療・福祉サービスの利用状況等の把握に努めます。
2. 事業者は、利用者の生活状況の変化、サービスの利用方法、内容の変更希望があった場合、介護支援専門員に連絡するとともに、綿密な連携に努めます。
3. 事業者は、正当な理由なく通所介護の提供を拒みません。ただし、通常の事業実施地域等を勘案し、利用に対して通所介護の提供が困難と認めた場合、介護支援専門員と連携し、必要な措置を講じます。

第15条【相談・苦情対応】

事業者は、利用者からの相談、苦情などに対応する窓口を設置し、通所介護に関する利用者の要望、苦情等に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当者を置き、事実関係の調査を実施し、改善措置を講じ、利用者及びその家族等に説明します。

第16条【本契約に定めない事項】

1. 利用者および事業者は、信義誠実をもってこの契約を履行します。
2. この契約に定めない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところを尊重し、双方が誠意を持って協議のうえ定めます。

第17条【裁判管轄】

この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者および事業者は、利用者の住所地を管轄する裁判所を第一管轄裁判所とする事を予め合意します。

上記の契約を証するために、本書2通を作成し、利用者、事業者が署名捺印の上、1通ずつ保有するものとします。

契約締結日 令和_____年_____月_____日

契約者氏名

事業者〈事業所名〉 高齢者在宅サービスセンター 武蔵野
(1374400230)

〈所在地〉 東京都福生市福生2300-4

〈名称〉 社会福祉法人 もくせい会
理事長 稲垣美彦 印

利用者〈住所〉 _____

〈氏名〉 _____ 印

家族代表者

〈住所〉 _____

〈氏名〉 _____ (続柄) _____ 印

代理人

〈住所〉 _____

〈氏名〉 _____ (間柄) _____ 印